◎：教育長　○：教育委員　●：事務局

報告・協議５　平成29年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

◎　続いて，報告・協議５，平成29年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について，山下特別支援教育課長，説明をお願いします。

●　報告・協議５，平成29年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について，御説明いたします。

資料１ページを御覧ください。県立義務教育諸学校の採択のスケジュールでございます。本日は，県立特別支援学校小学部・中学部で使用する学校教育法附則第９条の規定による教科用図書，いわゆる一般図書の選定状況について，御報告させていただきます。

これまでに，各特別支援学校では，２ページから３ページの採択基本方針に基づき，教科用図書の調査研究及び選定を行い，採択申請書，選定理由書を事務局に提出しております。

４ページを御覧ください。知的障害のある児童生徒に対して，教科によっては著作教科書が発行されていますが，著作教科書が発行されていない教科や，障害の状態が重度でこれを使用することが適当でない場合は，市販の絵本や図鑑等の一般図書が使用されることとなります。

各特別支援学校では，５ページの教科書選定の観点や調査研究の視点を基に，６ページから10ページの具体的調査項目に沿って，複数の図書を比較し，資料11ページにありますとおり，教科書選定会議を設置し，選定をして参りました。

12ページを御覧ください。各特別支援学校では，教育課程に従って国語，算数，数学，音楽については著作教科用図書を選定しております。

一般図書につきましては，文部科学省の一般図書一覧から選定することを原則としております。表の右下にございますように，小学部では，選定した270点中，208点の図書を，中学部では，201点中，155点の図書を一般図書一覧から選定しております。

なお，その内訳を小学部は13ページから20ページに，中学部は21ページから26ページに示しております。

27ページを御覧ください。小学部で使用する一般図書の選定理由書の抜粋を掲載しております。障害種別の比較の例として，５校を挙げ，生活科の発行者及び選定理由を太枠で囲んでおります。

事務局におきましては，選定された図書が学習指導要領に則り，児童生徒の障害の状態等に応じて最もふさわしい内容のものであるかどうかを精査し，指導・助言を行って参りました。また，この選定状況を８月３日に開催しました教科用図書選定審議会に諮り，意見を聴取したところでございます。本日，教育委員の皆様方から最終的な指揮をいただき，これを踏まえ，教育長が決裁し決定することとしております。その採択結果につきましては，９月の教育委員会会議で報告させていただきます。

以上で説明を終わります。

◎　ただ今の説明に対しまして，御質問又は御意見がありましたら，お願いいたします。

○　まったくこの図書ではないかもしれませんが，学校に行きますと，ｉＰａｄ等のツールを使って，そこに歯磨きの動画が入っている。それを見ながら子供が歯を磨くということを指導していた先生がおられました。そういった画像や動画のソフトというのは，この図書の範疇には入らないのですか。

●　今，ソフトやデジタル教科書等はどんどん開発が進んでおりますけれども，今回お示ししております無償給与の対象にはなっておりません。こういった無償給与された図書と関連付けながら，本で確認したことを実践するときに，ｉＰａｄ等を有効に活用していると把握しております。

○　そのデジタル教科書を，今後無償給与の中に取り入れる考えというのはあるのですか。

●　今，国の方でデジタル教科書の活用について検討されておりますが，配布がどういった形になるかは未定です。無償給与等，経済的なことを心配せずに思う存分活用が出来ればいいという希望は私どもも持っております。教育委員会連合会等を通じまして，そういう希望は国の方にお伝えできればと思っております。

○　特別支援学校における，「学びの変革」に伴う調査研究の観点の変更点等がございましたら，教えていただきたい。

●　今までは，児童生徒の実態に照らしてこの学年のこの教科だったら，この教科書が適当であろうという選び方，あるいは我々の点検の仕方をしていました。この「学びの変革」ということに関連付けては，更に縦の関連，学年間の関連，あるいは横の関連，教科間の関連というところも十分に見まして，広がりを持った全体的な視点で，もう一度見直してみようということを学校にも説明し，我々も行って参りました。もう１点は，教科書の使われ方といたしまして，先生が今日はこれを作

りますよと言って，教科書で調理済みのメニューの写真を提示するだけで，あとは手取り足取り，作り方を先生が教えるような，提示するだけの教科書の使い方というのがしばしば見受けられました。そうではなくて，児童生徒が「この場面では，あの教科書のあのページを見たら，自分でできる」というように，十分に使いこなせる，そしてアレンジを加えていける十分に使える教科書という観点で，学校にも選定を指導しましたし，我々の点検も進めて参りました。

◎　よろしいでしょうか。

（　な　　し　）

◎　それでは，平成29年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択については，ただ今の意見も踏まえ，採択事務を進めていくということで，よろしいでしょうか。

（　異　議　な　し　）

◎　以上で本件の審議を終わります。